

「消費者委員会 食品表示部会 第5回加工食品の表示に関する調査会 資料」
に関するコメントペーパー

日本生活協同組合連合会

品質保証本部

安全政策推進部

鬼武一夫

1. 「食品表示基準におけるアレルゲンを含む食品の表示について」 資料1

全体的なコメント

- ・欧米で行われている、あるいは行われようとするアレルゲンを含む食品の表示制度を参考にして、現在までわが国において実施されてきた制度の見直しを行うべきであろう。特に、代替表記および特定加工食品のような用語を用いない制度を検討すべきであろう。
- ・欧米で行われている、あるいは行われようとするアレルゲンを含む食品の表示制度は、「代替表記」や「特定加工食品」のような難解な用語を用いず、全体的に簡略である。

・ 米国の制度（基になる法律：The Food Allergen Labeling and Consumer Protection Act of 2004）

以下の2つの表示方法のいずれか（Guidance for Industry: A Food Labeling Guide (6. Ingredient List)）：(1) Include the name of the food source in parenthesis following the common or usual name of the major food allergen in the list of ingredients in instances where the name of the major food allergen does not appear elsewhere in the ingredient statement for another allergenic ingredients.

仮訳：(1) 主要な食品アレルゲンの名称が、別のアレルギー性原材料に関する原材料説明の中に別途示されていない場合には、当該の主要な食品アレルゲンの一般もしくは通常名称の後に、食品起源の名称を括弧に含める。

Ingredients: Enriched flour (wheat flour, malted barley, niacin, reduced iron, thiamin mononitrate, riboflavin, folic acid), sugar, partially hydrogenated cottonseed oil, high fructose corn syrup, whey (milk), eggs, vanilla, natural and artificial flavoring, salt, leavening (sodium acid pyrophosphate, monocalcium phosphate), lecithin (soy), mono- and diglycerides

(2) Place the word “Contains” followed by the name of the food source from which the major food allergen is derived, immediately or adjacent to the list of ingredients, in a type size that is no smaller than that used for the ingredient list

仮訳(2) “含む”という言葉を表示し、それに主要な食品アレルゲンが誘導された食品起源の名称を、原材料リストにすぐに接して、あるいはその近傍に、原材料リストに関して用いられたものより小さくないタイプサイズで続ける。

Ingredients: Enriched flour (flour, malted barley, niacin, reduced iron, thiamin mononitrate, riboflavin, folic acid), sugar, partially hydrogenated cottonseed oil, high fructose corn syrup, whey, eggs, vanilla, natural and artificial flavoring, salt, leavening (sodium acid pyrophosphate, monocalcium phosphate), lecithin, mono- and diglycerides

Contains: Wheat, Milk, Egg and Soy

・ カナダの制度 (基になる法律: The Food and Drug Regulations)

食品アレルゲンは2つの仕方の中の1つで表示されねばならない。即ち、1) 原材料リストにおいて表示されることにより、あるいは2) “含む”という説明で (Canadian Food Inspection Agency, Manner of Declaring, List of Ingredients and Allergens)。

選択肢1: 当該食品アレルゲンの規定された起源名称が、原材料リストの中で括弧で示される。

(a) 当該原材料の直後

例: 原材料リスト: flour (wheat), liquid albumin (egg), vegetable oil, sugar, flavour

(b) 当該成分の直後

例: 原材料リスト: pastry pieces [flour (wheat), butter (milk), liquid albumin (egg), canola oil], sugar, natural flavour.

選択肢2: ある食品アレルゲンの規定された起源名称が、“含む”という説明の中で製品のラベル上に示される。

例: 可食性の保護ワックスは、生鮮農産物のポストハーベスト技術に用いられる。このワックスには大豆、キトサンおよびカゼイン化合物(乳から誘導された)が含まれ得る。ワックスコーティング剤は表示免除であるが、食品アレルゲン起源の”乳“は表示されねばならない: ”Contains milk”

・ EUの制度 (基になる法律: 規則 (EU) No 1169/2011)

DG SANCO の Questions and Answers on application of the Regulation (EU) No 1169/2011 (31 January 2013) のセクション 2.4.1: 原材料をリスト化するには、食品事業者は、規則の Annex II にリスト化されているひとつに相当する物質/製品の名称を強調させねばならない。それゆえ、Annex II にリスト化されている物質/製品に相当する原材料の名称の部分が強調されるべきである(例えば、‘milchpulver’)。

英国の Department for Environment, Food & Rural Affairs の The Food Information Regulation 2013, Guidance to compliance, November 2012 のセクション 80: Annex II にリスト化されているアレルゲンは

原材料リストの中で表示されねばならない、そしてあるアレルゲンが原材料の名称から明らかでない場合には、(Annex II に示されている) 当該アレルゲンの名称に明瞭に言及する必要がある。この言及は当該原材料の名称に続いて示されねばならない。そこで、例えば、カゼインは“Casein (milk)”として、豆腐は“tofu (soya)”として、そしてごま油は“gingelly oil (sesame)”としてリスト化されるべきである。

個別のコメント

(5 ページ) アレルゲンを含む食品の表示の概要①

アレルギー物質を含む食品の表示の経緯

平成 25 年 9 月特定原材料に準ずるものに「ごま」、「カシューナッツ」を追加
《義務 7 品目・推奨 20 品目》

昨年 9 月 20 日発出された上記通知は平成 26 年 8 月 31 日までに当該 2 品目の表示に努めるよう指導するものであった。事業者においては、改版のためのコストと時間は相当大きく、(表示ミスを誘発しないためにも) 改版が頻繁に発生しないよう配慮することも必要ではないか。まだ決まっていないその他の表示事項のことも考慮し、十分な猶予期間が設けられるべき。

(8 ページ) アレルゲンを含む食品の表示の概要④

「代替表記」という用語に関して

- ・代替 (alternative) ではなく、代用できる表記であろう。

US FDA の A Food Labeling Guide, Guidance for Industry (January 2013) の Food Allergen Labeling のセクションの F16 に以下のような記述がある: …the synonyms “soy” and “soya” may be substituted for the food source name “soybeans”. (同義語の “soy” と “soya” を “soybeans” の代わりに使用できる) なお、米国では “soybeans” が、日本の特定原材料等の名称に相当する。

(10 ページ) 食品表示基準におけるアレルゲンの表示義務 (見直し案) ①-1

(特定加工食品)

- ・マヨネーズに卵が入っていることを知らない例がある

・消費者庁作成「加工食品製造・販売業のみなさまへ アレルギー物質を含む加工食品のハンドブック」(平成 22 年 3 月改訂) の間違いやすい事例の中に「おから、きなこ……大豆」を原料とすることが一般的に知られていない…という認識を前提とすれば、認められている代替表記の例えば、「海老」が「えび」と理解してくれるか、「蟹」が「かに」と読んでくれるか、また「落花生」が「ピーナッツ」と理解してくれるかなどの問題もあるかもしれない。

従って、「アレルゲンを単に平仮名、片仮名、漢字等に変えたものについて、…引き続き、代替表記として存続させる。」の方針は、再検討されるべきであろう。例えば、「セサミ」には、「ごま」を付随させるべきであろう。「蕎麦」を「そば」と理解してくれるのか。「胡麻」を「ごま」と理解してくれるか? 「鮑」を「あわび」と理解してくれるか?

(10 ページ) 食品表示基準におけるアレルギーの表示義務 (見直し案) ①-1

(特定加工食品)

- ・卵アレルギー患者には大豆マヨネーズがポピュラーになっており、マヨネーズ = 卵との認識がなく、特に子どもが通常のマヨネーズと誤認する例がある。

- ・この記述に関しては、ここで言及されている大豆マヨネーズは、ドレッシング及びドレッシングタイプ調味品質表示基準に照らせば、マヨネーズではなく、ドレッシングであろう。大豆マヨネーズが、マヨネーズとして販売されている状況があるのであれば、行政上の対応も必要であろう。

(15 ページ)

個別表示を原則とするが、使用している原材料が多く、表示可能面積の制約がある場合や、表示量が多いために、かえって消費者に分かりにくい表示となる場合は、例外的に一括表示を可能とした上で、次のとおり見直しを行う。

- ・例外的に一括表示を可能とするケースの判断があいまいである。企業は作業ミスと文字数削減を回避することを考えると、よほどこだわりのない限り一括の表示方法へ流れるのではないかな。

(15 ページ)

個別表示については、繰り返しになるアレルギーの省略を不可とする。

- ・個別表示における繰り返しを省略することを不可とするメリットは分かる。しかし、個別表示の場合に繰り返しかえし表示となると、複合原材料を多用した食品、加工度の高い食品、冷凍食品などでは膨大な表示量となる。添加物中にも多々アレルギーは含まれるが、本当にそれら全てを書き出すことに大きくニーズがあるのか、また、見づらくなるか。加えて、何度も同じ文言が出てくるケースでは、本当に見落としはならない表示が読み取れなかったということにならないか危惧される。
- ・高齢者向けに増えると考えられる簡易に喫食可能な冷凍のお弁当など、少ないスペースに今でも多くの表示事項を載せている状況がある。これ以上の表示情報の増加はきびしい食品も多くある。(参考資料)
- ・今回の表示変更は、一部の会社を除き、多くの製造者、販売者で商品の包材切り替え、パッケージ再作成が発生する内容であることが考えられる。また、個別表示のためには再度全ての原材料を確認する必要もあるかもしれない。
- ・大幅な変更は、表示すべき内容の欠落など、表示ミスにつながる事が考えられる。アレルギー表示は健康危害に直結する内容であることから、表示変更を行うにあたっては、慎重にすべきと考える。

(17 ページ) 【参考 5】一括表示の例

・(原材料の一部に小麦、卵、ごま、大豆を含む) という記述に関して

- ・(原材料の一部に小麦、卵、ごま、大豆を含む) という説明は、米国およびカナダのように、単に (小麦、

卵、ごま、大豆を含む) でよいであろう。

2. 「食品表示基準における製造者固有記号制度について」 資料 2

全体的なコメント

- ・ 今回の食品表示基準に関する作業は、3つの法律の一元化を基本とするものであった。にもかかわらず、製造所固有記号制度の見直しがおこなわれることになったが、その直接的な背景についての透明性のある説明が必要であろう。
- ・ 食品衛生上の危害が生じた場合に、原因となっている食品等の製造所の所在地と製造者の氏名を把握し、危害の拡大防止を一層図るために、製造所固有記号制度の見直しを行うとすれば、輸入品の取り扱いを含め、総合的に検討すべきである。

個別のコメント

(7 ページ) 食品表示基準における製造所固有記号制度について①

1 製造所の所在地等の表示を義務付けている理由、食中毒等の飲食に起因する衛生上の危害が生じた場合に、都道府県知事等が、その原因となっている食品等の製造所の所在地及び製造者の氏名を把握し、当該危害の拡大防止を図るためのものである。

- ・ 輸入品には、製造所の所在地等の表示を義務付けていないが、その理由は輸入品に義務付けることは国際的なルールに合致しないためであろう。従って、このような義務付け、あるいはその強化は、国内生産品と輸入品との間のバランスを大きく変えることになり、あるケースでは国内生産品に有利、輸入品に不利、また別のケースでは国内生産品に不利、輸入品に有利となる。

(7 ページ) 食品表示基準における製造所固有記号制度について①

「副次的な効果として、商品を購入する消費者も、製造所の所在地情報を得ることができる。」について

- ・ 輸入品に関しては、製造所の所在地情報は入手できない。
- ・ 『副次的な効果』の内容を分析すべきであろう。
- ・ 製造所の所在地情報は、消費者にどのように活用されているのかの分析が必要であろう。
- ・ 本来の目的は危害拡大防止、一方で消費者が知りたいという気持ちも分かる。しかし、危害拡大防止と知りたいことに応えるということは必要性レベルの度合いが異なるのではないか。であれば、今回の消費者庁提案の（提案 2）問い合わせ対応および（提案 3）データベースで対応は可能なのではないか。また、事業者においてはお問い合わせ先や HP で情報公開しているところもある。

- ・なお、日本生協連における 2013 年 4 月～3 月までの食品表示に係るお問い合わせは約 40,000 件。そのうち製造所を知りたいとのお問い合わせは 37 件 (0.09%)、その大半は商品事故の回収にからむものとなっており、サービスセンターからの返答で全て納得されている。
- ・冷凍食品への農薬混入事案が今回の提案の起因として挙げられているのであれば、この件は対応の悪さが原因であって、製造所固有記号に関する問題ではないのではないかと思われる。各社における危機管理体制の醸成を促すほうがよいのではないか。
- ・また、商品に問題があった際には消費者は商品に記載されているお問い合わせ先に連絡することが考えられる。であるならば、第 2 回加工食品の表示に関する調査会 (1 月 23 日開催) において
『「表示内容に責任を有する者」の氏名と住所について記載 (現行の J A S 法と同様)
※ 電話番号やメールアドレス等の情報は、消費者からの問い合わせ先として役に立つものであるため、その表示をすることは望ましい。』
とされたところであるが、この部分をさらに推奨するのがよいのか。

(8 ページ) 食品表示基準における製造所固有記号制度について②

「2 固有記号表記が認められている理由」について

- ・ここでは、「固有記号表示の現状」という見出しにすべきであろう。
- ・上記にも述べたが、今回の見直しのきっかけは、故意の化学物質混入事件に係わる食品の回収であり、そこに製造所固有記号が表示された PB (Private Band) 商品が存在したことであるならば、PB 商品現状を考察すべきであろう。
- ・また、固有記号表示が行われている現状についての分析が必要であろう。固有記号表示が行われる理由は、販売者側に存在することもあり、また製造者側に存在することもある。
- ・その上で、製造所の所在地等の表示ではなく、製造所固有記号が表示された PB 商品はどこに問題があるのかを具体的に指摘すべきであろう。
- ・食品事故において商品回収を迅速に、かつ適切に行うために、製造所の所在地等の表示が必要であるとして、義務的表示を検討する場合には、まず US FDA (米国食品医薬品局) Regulatory Procedures Manual - October 2013 の Chapter 7 Recall Procedures のような商品回収の手続きを確立することが前提であろう。なお、カナダにおいても、カナダの食品回収システムについての監査報告書が出されていることに注目すべきである (Office of the Auditor General of Canada, 2013 Fall Report, Chapter 4 - Canada's Food Recall System)。
- ・なお、故意の化学物質混入事件に係わる食品の回収においては現在、「農薬混入事件に関する第三者検証委員会」が設置され、そのなかで事件の背景、問題点および今後の課題が議論されている。

- ・平成 25 年末に発生した冷凍食品への農薬混入事案を受け、平成 26 年 3 月 14 日（金曜日）に消費者庁で開催された消費者安全情報総括官会議（関係府省庁の局長級）において、「関係府省庁の今後の取組」が取りまとめられた。
- ・また、農林水産省は、政府全体の取組に沿って、食品事業者等における意図的な毒物等の混入を未然に防止する取組を推進するため、本検討会（消費・安全局長主催）を開催されることとなった。
- ・これらの 2 つの会合における審議結果を受けての対応案を検討すべきではなかろうか。

(8 ページ) 食品表示基準における製造所固有記号制度について②

3 諸外国の製造所の所在地等の表示

- ・ EU では、食品情報に責任を有する食品事業者の氏名又は事業名及びその住所の表示が義務付けられている。また、製造所及び食品のロットの特定が可能となるよう、全ての食品に製造ロット番号の表示が義務付けられている。

- ・この説明に関連して、DG SANCO（欧州委員会(EC)健康消費者保護総局）は、Questions & Answers の中で、以下のように述べている。

「‘ロット番号’は、ある食品が属するロットを確認する表示または記号に関する指令 2011/19/EU の中で規定されている。しかしながら、この情報は、最終消費者向けのものではない。これは単に、traceability を確保するためのツールであり、それゆえ消費者の選択に影響を及ぼすものではない。」
従って、EU はロット番号を消費者情報と見なしていない。

- ・米国においては、CFR - Code of Federal Regulations Title 21（連邦規則集タイトル 21）のセクション 101.5 食品；製造者、充填業者もしくは流通業者の名称と事業所の (c) において、「当該食品が、その名称がラベル上に示されている者によって製造されていない場合、その名称は、このような者がこのような食品に関して有する関係を明らかにする語句、例えば“…のために製造された”、“…によって流通される”、あるいは事実を表現するその他の何かの言い回しによって、適切であると認められねばならない。」と述べられている。

また (e) において、「ある者が食品を、その者の主たる事業所以外の場所において製造、充填もしくは流通させる場合には、ラベルに、このような食品が製造された、もしくは充填された、または流通されることになる実際の場所に代わってその主な事業所を記述することができるが、このような記述が誤解させない場合を条件とする。」と述べられており、製造所の所在地等の表示が義務的とはなっていない。

(9 ページ) 製造所固有記号制度の見直しの方向性(案)

製造所の所在地等の表示は、食品衛生法に基づく取締りという行政目的のためのものであるが、消費者にとっては製造所を確認できるという利点もある。

- ・「消費者にとっては製造所を確認できるという利点もある。」の説明は、「製造所の所在地等の表示」が、食品表示法に基づく重要な 消費者情報であると言っているのか？

- ・「消費者にとっては製造所を確認できるという利点もある。」における、利点の詳しい説明が必要であろう。
- ・「製造所の所在地等の表示」が義務付けられない輸入品は、消費者には利点がない商品ということか。
- ・輸入品に、その製品は世界的に著名な製造者によって製造された旨を消費者に知ってもらいたいために、製造所の所在地等の表示を行いたいと考える輸入者が存在するかもしれない。

(9 ページ) 製造所固有記号制度の見直しの方向性(案)

また、コーデックス委員会、EU では、ロット番号等の表示で、生産工場やロットの識別を可能としており、我が国の製造所固有記号制度と大きな違いはない。

- ・EUにおけるロット番号は、traceabilityを確保するためのツールであり、消費者情報ではない。従って、消費者庁が消費者情報であるとも解釈しているわが国の製造所固有記号表示と EU のロット番号表示とは異なる。

(9 ページ) 製造所固有記号制度の見直しの方向性(案)

原則として、製造所の所在地及び製造者の氏名等を表示することとし、例外的に製造所固有記号による表示を可能とすることで、制度本来の趣旨に即した見直しを行う。

- ・「例外的に製造所固有記号による表示を可能とすることで、制度本来の趣旨に即した見直しを行う。」は、現在の食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の第 10 条¹に照らすと、問題となる記述であろう。第 10 条は、例外に言及したものではないと思われる。
- ・「制度本来の趣旨」の制度とはどの制度を指すのか？
- ・第 18 回食品の表示に関する共同会議（2004 年 7 月 23 日）において議論されている
「製造所固有記号とは何か?」「何故、製造所固有記号を認めているのか」「製造所固有記号制度が利用される理由」
 1. 販売者 が安全に責任を持った上で、製造者を効率性、経済性の側面から選択できるようになる。
 2. 同一製造者 が複数の工場で食品の生産を行っている場合に、容器包装印刷にかかるコストの削減ができる。（同一パッケージを複数の工場で利用できるようになる）
- ・そもそも、何のために消費者は製造者あるいは、製造所の所在地を知りたいと思うのか。何を選ばせるのか。その部分をしっかり協議すべきと考える。
- ・少なくとも今回の提案では 1 の販売者における「製造者を効率性、経済性の側面から選択できる」という

¹第 10 条 第 1 条第 2 項の規定にかかわらず、同条第 1 項第 11 号ハに掲げる食品及び同項第 12 号に掲げる作物である食品以外の食品及び添加物にあっては、製造者の住所及び氏名並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この条において同じ。）又は販売者の住所、氏名及び販売者である旨並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号の記載をもって製造所所在地及び製造者の氏名の表示に代えることができ、同項第 11 号ハに掲げる食品及び同項第 12 号に掲げる作物である食品にあっては、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名の表示を省略することができる。

のは限られたものとなってしまふ。

(9 ページ) 製造所固有記号制度の見直しの方向性(案)

「原則、2 以上の製造所において同一商品を販売・製造する場合のみ、固有記号の利用を認める。」

- ・何らかの理由で、1 つの製造所において同一商品を製造・販売する場合にも、製造所固有記号を用いるケースがあろう。このようなことを考慮に入れるべきであろう。
- ・この提案では製造所固有記号を利用しているほとんどの事業者が改版を余儀なくされることとなる。しかしながら、本来の目的である「危害拡大防止」に関しては製造所固有記号を返上するしないにかかわらず、その機能にかわりはない。

(9 ページ) 製造所固有記号制度の見直しの方向性(案)

固有記号を利用する事業者には、消費者からの問合せに応答する義務を課す。

- ・この説明の真意は何か。現在でも、固有記号を利用する事業者は、消費者からの問合せに応答しているはずである。製造所の所在地及び製造者の氏名等を知らせなければ、罰則が科せられるということか。
- ・表示内容に関しては販売者や製造者等といった「表示内容に責任を有する者」がその内容を保証しており、製造所固有記号による表示を利用する事業者、あるいは製造所固有記号による表示が行われた製品が、あたかも正しい表示を行っていないために応答義務が課されるというわけではないことは留意すべき。

(9 ページ) 製造所固有記号制度の見直しの方向性(案)

一定の猶予期間を設けて、現在届出がなされている固有記号制度を全廃して新固有記号制度へ移行し、…義務付ける

- ・現在の制度のレビューが、そのメンテナンスを含め、されるべきであろう。それに基づいて、改善を図るべきであろう。

(9 ページ) 製造所固有記号制度の見直しの方向性(案)

消費者庁に新固有記号データベースを構築し、…検討する

- ・データベース構築や消費者からの検索システムの作成には、当然費用が掛かる。それゆえ、その他の課題と比較して、その優先性を十分考慮に入れるべきであろう。

(12 ページ) 製造所固有記号制度の見直し(案) ③

・新データベースの解放(消費者の検索利用)及び事業者の電子申請手続について、今後、検討する

- ・新データベースの解放(消費者の検索利用)に関しては、牛トレーサビリティ法における固体識別情報検索の活用状態も把握した上で検討しなければならない。

製造所固有記号に関するこれまでの議論

□ 1960年食品衛生法の改正時において製造所固有記号の届出制度が開始された。当時、食品衛生研究に記載された記事には「製造所記号は合法で全く問題がないこと」が言われている（食品衛生研究(1960 Vol.10 No.109)）。

□ 「平成10年度食品の表示のあり方に関する検討報告書」（平成11年3月5日）において、製造所固有記号についてとりあげられている。（食品衛生調査会 表示特別部会）
(http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1103/h0324-1_13.html)

「製造所固有記号表示に関する今後のあり方」

「製造所固有記号に対する照会については、製造者名、製造所所在地を販売業者に問い合わせれば済むことから制度そのものを廃止するのがよいとの意見がある一方、照会に対し速やかに回答できるシステムを構築し対応を図るべきであるとの意見もある。」「これらの意見については、制度自体の必要性に関する議論を深めることが不可欠との考えから、今後、さらに検討する必要がある」とされている。

□ 「食品の表示に関する共同会議（第18回）」（平成16年7月23日開催）において、製造所固有記号の議論がなされている。

（議事録：<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/07/s0723-11a.html>）

（配布資料：http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/kyodo_no18_shiryo.html）

- ・ 弊会が調べたところ、1960年から今日に至るまで、製造所固有記号について、直近では平成10年（1998年）、平成16年（2004年）に議論されているが、大きな課題は指摘されていない。
- ・ 加えて、食品表示一元化検討会の議論並びに報告書においても製造所固有記号の問題点は一切指摘されていない。
- ・ 国会の附帯決議には製造所固有記号が一つの項目として取り上げられているが、そのことを問題視するのであれば、附帯決議の全項目もしくは優先順位を定めた上で、討議していくべきであろう。
- ・ いずれにせよ、今回の事務局提案の資料は断片的な情報に過ぎず、製造所固有記号の議論をスタートするからには、まず、1960年からこれまで製造所固有記号が使われていた事実と、これまでのレビューから慎重におこなうべきではなかろうか。

以上

